

市町村社会福祉協議会「赤い羽根号」車両助成要領

1 目的

財政力の弱い市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）の車両整備を支援し、地域福祉活動の推進を図る。

2 事業の実施主体

市町村社協とする。

3 助成の対象

市町村社協が、在宅福祉サービス事業を実施するために必要な車両とする。

4 助成率・助成限度額

助成は、車両本体（車椅子乗車用の設備等を含む）の購入価額の4/5以内（千円未満切り捨て）とし、150万円（ただし、訪問入浴車にあつては300万円）を限度とする。

5 車両への表示

助成を受け整備した車両には、赤い羽根のマークを表示すること。

6 要望書提出期限

助成を希望する市町村社協は、4月10日までに別記1『市町村社会福祉協議会「赤い羽根号」車両助成金要望書』に見積書（車名、排気量及び販売会社名等が記入されていること）を添付して県共同募金会会長（以下「会長」という。）に提出する。

7 助成金の決定・事業の実施

- (1) 会長は、助成金要望のあった翌年度当初に、助成の採否の通知を要望書の提出のあった市町村社協に行う。
- (2) 市町村社協は、助成金決定の通知をうけたのち事業に着手する。
- (3) 助成金の概算払いを希望する市町村社協は、別記2『市町村社会福祉協議会「赤い羽根号」車両助成金交付申請書』に概算払いを希望する旨の文書、見積書（2社以上）を添付して会長に提出することができる。

8 助成金交付申請・完了報告

市町村社協は、事業完了後、別記2『市町村社会福祉協議会「赤い羽根号」車両助成金交付申請書』及び別記3『市町村社会福祉協議会「赤い羽根号」助成金完了報告書』に次の書類を添付して会長に提出する。

- ① 見積書（2社以上）
- ② 領収書の写し
- ③ 車検証の写し
- ④ 完了後の車の写真（上記「第5」の表示が確認できるもの）
- ⑤ ありがとうメッセージ（別記4）

9 車両・関係帳票等の管理義務

助成を受けた車両、助成事業の実施経過を示す書類、経理帳票は、事業を実施した事業年度終了後5

か年間善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の第7（要望書提出期限）の規定に係わらず、平成22年度の提出期限は、5月31日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月1日から施行する。

